

パブリックコメント実施結果

- ・実施期間 平成27年12月10日～平成28年1月12日
- ・周知方法 広報としま12月10日特集号掲載、区ホームページ掲載（平成27年12月10日～平成28年1月12日）
- ・閲覧場所 区ホームページ、企画課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）、図書館（6館）、区民ひろば（26か所）
- ・受付方法

Eメール	13件	}	合計	16件
郵送	1件			
持参	2件			

- ・提出意見数 107件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

		意見件数	備考
第1編 総論	第1章 基本計画の基本的な考え方	3	8つの地域づくりの方向に関する意見の内訳 地域づくりの方向1(参画・協働) 2件 地域づくりの方向2(平和・人権・国際化) 10件 地域づくりの方向3(福祉・健康) 14件 地域づくりの方向4(子育て・教育) 34件 地域づくりの方向5(みどり・環境) 7件 地域づくりの方向6(まちづくり・交通・防災・治安) 9件 地域づくりの方向7(産業・観光) 1件 地域づくりの方向8(文化) 5件 その他全般的事項 3件
	第2章 基本計画策定の背景	3	
	第3章 地域経営の方針	12	
第2編 各論	第1章 計画の姿	0	
	第2章 8つの地域づくりの方向	85	
	第3章 新たな行政経営	0	
	第4章 公共施設等のマネジメントシステムの構築	0	
その他（全体を通じての意見）		4	
合計		107	

第1編 総論

第1章 基本計画の基本的な考え方

番号	項目(素案の頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方(案)	結論(案)
1	計画の目的(P2)	基本計画というのなら、事業名や事業量と、その時期(いつやるか、あるいはいつまでにやるか)を書き込むべきである。方向性だけのものになったので、いつまでに何をやるかは分からない。これでは豊島区の将来像を実現するといってもよくわからない。10年後の目標を明示するといっても、全事業の成果指標があるわけでない。	1件	基本計画は行政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう10年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにした区政運営の基本的指針となるものです。また、基本計画では、すべての施策に成果指標をもうけ、目標の達成度を進捗管理していくとともに、施策を具体化する個々の事業については、実施計画である未来戦略推進プランで、事業量を含めて進行管理いたします。	素案の変更は行わない。
2	評価、見直しの仕組み(P4)	実施計画としての「未来戦略推進プラン」を、毎年見直す姿勢には大いに賛成である。基本計画を見直す具体的な仕組みが知りたいところである。	1件	基本計画の目標が確実に達成できるよう、施策による行政評価を実施いたします。また、未来戦略推進プランに掲載する計画事業は、毎年度検証し、必要に応じた見直しに努めるとともに、基本計画を実現するために新たな事業が必要となった場合は、未来戦略推進プランの中で計画事業を加えていきます。 施策や計画事業を常にチェックし、改善に結び付けるPDCAサイクルによるマネジメントの仕組みを確立することにより、時代や区民のニーズを的確に捉えた区政運営を実現いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。
3	基本構想と基本計画の体系(P5)	8つの地域づくりの方向の各項の、ボリューム、粒度や密度にばらつきがあるのは、力の入れ具合に差があるように見える。地域課題を整理した結果であるとは理解しているが、なぜ8つなのか、その妥当性を明示すべきと考える。	1件	8つの地域づくりの方向は、基本構想の4つの基本方針に基づいて体系化したもので、それぞれの行政分野における政策、施策を整理しております。それぞれのボリューム等に差はありますが、すべての分野を総合的に推進していくことで、基本計画の実現を目指していきます。	素案の変更は行わない。

第2章 基本計画策定の背景

番号	項目(素案の頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方(案)	結論(案)
4	人口(消滅可能性都市)(P13)	豊島区は日本創生会議によって23区で唯一「消滅可能性都市」とされた。これは社人研による平成12年から17年までの国勢調査の数字を用いた推計であり、近年の傾向とは違うからある。現在、出生率も少しではあるが上がって、人口も増えているのに、なぜ「消滅可能性都市」とされてしまったのかをはっきりさせ、そうはいつでも放置はできないとして冷静に分析し対策を立てることが必要である。	1件	<p>豊島区の人口は、今後しばらくは増加傾向が続き、基本計画の目標年次である平成37年をピークに人口減少に転じるものの、豊島区の推計では社人研の推計ほどの減少は見込まれません。しかし、豊島区が魅力ある都市であり続けるために、定住人口を確保し、一定のバランスのとれた年齢構成を維持することが必要です。ご意見のとおり、今後の対策を立てる必要があります。24頁に持続発展へ向けた4つの柱を掲げているところです。</p> <p>また、日本創成会議が「消滅可能性都市」の自治体を抽出する際に基とした、平成12年から17年の国勢調査のデータについては、社宅の廃止が集中したことなどに伴い、一時的に人口が対前年を下回る年も出現するなど、5年間で微増にとどまる時期と重なっており、豊島区の近年における人口の増加傾向が、将来人口に反映されていない推計となったことについての説明を追記いたします。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。

5	将来人口推計 (P14)	今回、10年後の人口推計がこの位とか、目標とすべき人口がこの位とか、出ていない。基本計画においてはどのような事業がどのくらい必要か、人口推計に基づいて事業量を決めていく必要があって人口推計が行われてきたと考えれば、事業量も必要ないなら人口推計も必要ないということか。	1件	人口推計については、10年後の人口だけを見るのではなく、さらにその先を見た人口を踏まえていく必要があります。また、豊島区の人口は、基本計画の目標年次である平成37年まで増加傾向が続くと見込んでおり、基本計画においては、この人口推計に基づいて施策を作成しております。例えば、保育施設の整備や学校の改築については、人口の増加傾向を踏まえて今後の方向性を取組内容に定めております。また、個々の事業における具体的な事業量は、実施計画である未来戦略推進プランに掲載してまいります。	素案の変更は行わない。
6	財政状況 (P17)	財政状況について、義務的経費の推移中、「職員給以外人件費」とは何を表しているのか？非常勤職員や民間に委託している窓口の受付職員などの費用も含んでいるか？	1件	「職員給以外人件費」には、非常勤職員や議員の報酬のほか、職員の退職金や社会保険料事業者負担分が含まれています。民間に委託している窓口の受付職員の費用は含まれていません。	素案の変更は行わない。

第3章 地域経営の方針

番号	項目(素案の頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方(案)	結論(案)
7	戦略的な施策展開 (P22)	地域経営の方針に、「安心戦略」と「成長戦略」の好循環による「持続発展都市」とあるが、後で提示される具体的な施策や地域づくり方向では、「成長戦略」への取り組みが明確に提示されていないとの印象を持った。	1件	22頁の記載のとおり、豊島区は、「文化」「産業・観光」「環境」「都市再生」を成長戦略として位置付けており、主に8つの地域づくりの方向の5~8が、成長戦略としての取組みとなります。	素案の変更は行わない。

8	消滅可能性都市から持続発展都市への戦略展開 (P24)	消滅可能性都市の指摘をされた要因の一つが子育て世代の女性の定住率の低さと認識している。その課題に真に対応している施策が欠けているように感じる。	1件	豊島区が今後、持続発展していくためには女性の定住率の向上は不可欠であり、持続発展都市への戦略展開として「女性にやさしいまちづくり」を4つの柱のうちの一つに位置付け、地域づくりの方向では「子どもを共に育むまち」の中で、「としま鬼子母神プロジェクトの推進」「保育サービスの充実」といった取組を位置付けており、出産前からの切れ目のない子育て支援策を展開してまいります。	素案の変更は行わない。
9	豊島区が目指す都市像 (P26, 27)	目指すべき都市像として、「国際アート・カルチャー都市」が掲げられ、その原動力として「文化創造都市」と「安全・安心創造都市」の推進が提示されているが、前段にある、地域経営の方針との関係が十分に理解できなかった。豊島区にふさわしい地域経営のあり方を追求する中で、目指すべき都市像が輪郭をあらわしてきたのか、目指すべき都市像実現のために地域経営があるのか、明示すべきと考える。	1件	これまで豊島区が進めてきた「文化創造都市」(成長戦略)、「安全・安心創造都市」(安心戦略)を進化させた都市像が「国際アート・カルチャー都市」です。ご意見を踏まえ、「国際アート・カルチャー都市」を目指すに至った国際化の進展等の背景を整理いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。

10	豊島区が目指す都市像 (P26, 27)	<p>目指すべき都市像として「国際アート・カルチャー都市」がベストなのか、やや懸念が残る。「成長戦略」の相対的な希薄さとも相通じると思う。アートやカルチャーがどのような産業や雇用の創造に結びついていくのか、といった、豊島区における「文化」と「産業」の相乗効果などの方針が欲しいところである。</p> <p>「国際アート・カルチャー都市」がカバーする概念・領域が広すぎるのか。この言葉が登場した段階での意味よりずいぶんと拡張している感じである。別に策定する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4でも「国際アート・カルチャー都市」が登場している。領域が拡張したり、限定されたりと、ゆらぎが、この言葉、ビジョンに込めた意志を弱く見せている。</p>	1件	<p>「国際アート・カルチャー都市」とは、「文化」や「産業」のみならず、安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了する賑わい溢れるまちの姿です。</p> <p>「国際アート・カルチャー都市」は、国際化の大きな流れを受けながら、世界の人たちと交流し、理解し合える子どもたちを育む「教育都市としま」や、高齢者や障害者、外国人などすべての人が健康でいきいきと暮らす「福祉健康増進都市」を安全・安心な基盤として、若者や来街者たちが伸び伸びと自己表現する「劇場都市」を実現していく、豊島区を象徴する都市像です。</p> <p>また、「豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口問題への対策を深掘りし、重点的に取り組むべき施策をまとめたものであり、そういった観点において、基本目標4「日本の推進力の一翼を担う国際アート・カルチャー都市」として位置付けさせていただいております。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。
11	豊島区が目指す都市像 (P26, 27)	<p>目指す最終の形は「国際アート・カルチャー都市」でなく、これは手段の一つであると考ええる。</p>	1件	<p>基本計画の最終目標は、基本構想に掲げている豊島区の将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」です。豊島区は、「国際アート・カルチャー都市」の実現を通して、基本構想で目指す将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」を確かなものにし、持続発展できる都市としていきます。ご意見を踏まえ、表現を工夫いたします。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。

12	<p>豊島区が目指す都市像 (P26, 27)</p>	<p>10年間で豊島区が目指す都市像「国際アート・カルチャー都市」とは一体何なのか、よくわからない、と思う。普通に言葉から受ける印象は「外国との交流」「文化とか芸術をすすめる」というものである。その中身としてあげられている3点のうち「劇場都市」とは容易に結びつくが、「福祉健康増進都市」や「教育都市としま」との関係が不明。無理やり結び付けているとしか見えない。</p> <p>目指すべき都市像としては、「消滅可能性都市」から「持続発展都市」へのほうが、まだわかりやすい。「持続発展」も造語だが、それでも、在住、在勤、来街者の、これまでの環境や文化も包含し、「前進させる」というイメージがある。</p>	1件	<p>「国際アート・カルチャー都市」とは、安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了する賑わいあふれるまちの姿です。</p> <p>「国際アート・カルチャー都市」は、世界の人たちと交流し、理解し合える子どもたちを育む「教育都市としま」や、高齢者や障害者、外国人などすべての人が健康でいきいきと暮らす「福祉健康増進都市」を安全・安心な基盤として、若者や来街者たちが伸び伸びと自己表現する「劇場都市」を実現していく、豊島区を象徴する都市像です。</p> <p>「国際アート・カルチャー都市」の実現を通して、持てる力を最大限に引き出し、都市イメージを向上させ、経済力を高めるとともに地域への誇りと愛着を醸成していきます。</p>	<p>意見を踏まえ素案を修正する。</p>
13	<p>劇場都市 (P29)</p>	<p>「国際アート・カルチャー都市構想を実現する」ための“3本の矢”という表現は抽象的すぎて、大きな違和感がある。</p>	1件	<p>国際アート・カルチャー都市構想の策定にあたりアドバイスをいただいた11人のプロデューサー、構想を実現するため3つの戦略を策定する懇話会、更には構想推進の裾野を広げるための区民レベルでの担い手である特命大使を、構想を実現するための体制として「3本の矢」と表現しております。</p>	<p>素案の変更は行わない。</p>

14	劇場都市 (P29, 30)	<p>「劇場都市」という言葉は、そこで、住み、働き、生活をする人が見えない言葉であり、やめるべき。時には「劇場」で「主役を演じられる場」や「非日常的な場」があってもいいとは思いますが、区民が「自己実現する場」であって賑わいを作るためのものではない。「誰もが主役になれる」というが、私はすべての人がその人の人生では主役であり、脇役はいない、と思う。「まち全体を舞台」とするような大掛かりなものではなくていいから、区民が日ごろ行っている文化活動(合唱、朗読、工芸、手芸など)の発表の場を提供することにもっと力をいれるべき。</p> <p>国際アート・カルチャー都市の牽引車とされる旧庁舎跡地の開発で8つの劇場をつくるというが、だから「劇場都市」か、と短絡的に理解されてしまう。</p>	1件	<p>劇場都市は、豊島区に住む人も、豊島区を訪れる人も、誰もが安全・安心に文化を楽しみ、時には観客となり、時には主役となって文化を体感できる姿です。そして、街路や公園・広場などの都市空間を舞台に見立てて、様々な表現活動の場として開放することにより、多様な文化が出会い、交流できる、空間的にも心理的・文化的にもバリアフリーな都市を創出していきます。</p> <p>区民の皆様が日頃行っている文化活動(合唱、朗読、工芸、手芸など)も劇場都市を構成する活動でありますので、ご意見につきましては、今後の事業展開の参考とさせていただきます。</p>	素案の変更は行わない。
15	劇場都市 (P30)	<p>「8つの劇場」とは何か。思いつくのは一つぐらいしかない。</p>	1件	<p>旧庁舎跡地周辺には、オフィス棟(旧本庁舎敷地)、新ホール棟(公会堂敷地)、新区民センター(区民センター敷地)の3つの建物が整備されます。これらの建物内に整備される「8つの劇場」については、具体的には以下の①から⑧のとおりです。区が所有・運営するのは、④⑦⑧です。</p> <p>オフィス棟…①シネマコンプレックス(10スクリーン、約1800席)、②カンファレンスホール(約400席)、③シネマプラザ(階段状のイベントスペース)</p> <p>新ホール棟…④新ホール(1300席)、⑤ライブ劇場(約160席)、⑥パークプラザ(階段状のイベントスペース)</p> <p>新区民センター…⑦多目的ホール(平土間約500人収容)、⑧小ホール(平土間約160人収容)</p>	素案の変更は行わない。

16	劇場都市 (P30)	旧庁舎を8つの劇場などを整備されるとのことだが、今までのように区民が集ったり会議・懇親会等も確保し、リーズナブルな料金で区民向けに使えるようにしてほしい。	1件	<p>新ホールは、「国際アート・カルチャー都市」のシンボルとして、また、質の高い優れた舞台芸術や音楽などを発信する「文化芸術活動創造の拠点」として整備します。併せて、成人式や学校行事等にも対応した、身近で愛着が感じられる区民が誇れる施設を目指しています。なお、興行目的での使用とは別に、区民の皆さんのための利用枠や、料金体系を設定する予定です。</p> <p>区民センターは、区民の方々が、会議や交流、懇親などで利用いただける施設です。これは整備後も変わりません。料金については今後の検討になりますが、区民の方々が使いやすいリーズナブルな料金にしたいと考えています。</p>	素案の変更は行わない。
17	福祉健康増進都市 (P31)	健康な高齢者を活用して、女性や子どもが定住しやすい環境づくりに寄与させる施策を取り込んでみてはどうか。たとえばベビーシッター派遣業起業への支援や女性起業家への支援など。	1件	平成26年度に保健福祉部が行った区民意識・意向調査でも「現役時代の経験や能力を生かして、就労や地域でのボランティア活動に取り組みたい」という意欲を持った元気な高齢者が多くなっています。地域の中にある様々なサービスニーズを把握し、元気な高齢者が活躍する場の確保を検討してまいります。	素案の変更は行わない。

18	教育都市としま (P33)	教育都市としまのカリキュラムに、女性や子どもの定着につながる、起業支援につながるビジネスプログラムを区内に多数ある大学施設を活用して開催していただきたい。	1件	<p>起業を職業の選択肢として認識してもらうためには、若いうちから起業に関心を持ってもらうことが必要だと認識しています。</p> <p>豊島区では、女性ならではの視点や感性を地域社会に活かす一助となるよう、平成27年度新規に起業準備を進めている方を主な対象とした女性のための起業塾を5回シリーズで開催いたしました。起業開催会場は、区立の産業プラザ、男女共同参画推進活動・交流拠点である男女平等推進センター、民間のコワーキングスペースをお借りして開催をいたしました。</p> <p>ご提案のように、大学で開催することにより、大学生が起業を意識するきっかけになることも考えられます。どのようなプログラムが適しているのかも含め、大学施設の活用の可能性を教育機関等とも連携しながら検討してまいりたいと考えます。</p>	素案の変更は行わない。
----	------------------	---	----	---	-------------

第2編 各論

第2章 8つの地域づくりの方向

番号	項目(素案の頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方(案)	結論(案)
19	1-2-1「地域を担う人材・団体の育成支援」(P50)	<p>ふくろ祭など大きなイベントの他にも、地域や町会ごとの盆踊り・お神輿・夜警・お囃子など多くある。</p> <p>祭をきっかけに若い世代が町会等のコミュニティに新たに入れるようなホームページ・フェイスブック作成の取組や豊島区ホームページへのリンクなどお願いしたい。</p>	1件	<p>豊島区には129の町会があり、全ての町会が豊島区町会連合会に加入しています。豊島区町会連合会のホームページは、昨年からリニューアルのために閉鎖していましたが、今年2月に再開します。この間ご不自由をかけて申し訳ございませんでした。区のホームページにリンクを貼り、より多くの方々にご覧いただけるようにいたします。今後は、各町会の参加を呼び掛けてコンテンツの充実を図ってまいります。</p>	素案の変更は行わない。

20	1-2-2「地域における活動拠点の充実」(P57)	「地域コミュニティの担い手創出」については学校選択制等により従来の町会等のコミュニティとエリアが異なってきている。また町会などへの加入も減っている今、区が地域をつなぐ新しいコミュニティの提案やきっかけづくり、コーディネートをしていただきたい。	1件	平成29年4月に勤労福祉会館に「地域活動交流センター」を設置いたします。このセンターは、町会、NPO、大学生、商店会、PTA等、様々な団体が交流し、連携・協働を進められるような施設とすることを目的としています。専門のコーディネーターの設置も検討いたします。また、東部区民事務所にも「地域活動交流センター」を設置し、勤労福祉会館に設置する施設と併せて、東西各1か所で相互に補いながら新たなコミュニティの創設も図ってまいります。	意見を踏まえ素案を修正する。
21	2-1-1「国際理解の推進」(P63)	国際交流の推進について、成果指標が「ホームビジットの件数」なのに、その数字が%となっているのはなぜか?この事業を知らない人もいないのではないか?	1件	「ホームビジットの件数」の単位を修正いたします。また、事業内容について、用語説明の記述を掲載いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。
22	2-1-2「外国人住民とのコミュニティの形成・促進」(P64, 65)	平成26年から外国人が多く住みだし、治安(万引き、ひったくりなど)が悪化した。よって、「外国人住民とのコミュニティの形成・促進」についての項目は外すべきである。	1件	豊島区は、「多様性を尊重し合えるまち」を地域づくりの方向としており、国籍や人種を問わず、共に暮らす区民として安心して生活できるよう、地域コミュニティを創ることを目標としており、施策2-1-2「外国人住民とのコミュニティの形成促進」を外すことは考えていません。	素案の変更は行わない。
23	2-2-1「平和と人権意識の普及・啓発」(P68, 69)	外国人が増えてから、治安が悪化し、日本人の人権がおびやかされている。人権という外国人などマイノリティに目がいくが、日本の行政が一番に守らないといけないのが、日本人の人命、財産、人権である。	1件	人権は国籍を問わずすべての人が持ち合わせている権利です。今後も引き続き、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、啓発活動等に努めていきます。	素案の変更は行わない。

24	2-2-1「平和と人権意識の普及・啓発」(P68)	<p>現状と課題において、性同一性障害の記載があるが、「同性愛は異常」発言も記憶に新しく、同性カップルの公的認証制度も一部自治体で始まっているわけなので、是非とも同性愛と両性愛についても明記して頂くようお願いしたい。</p> <p>また、下位の実施計画等での具体的施策の実施もお願いしたい。</p>	1件	<p>「としま男女共同参画推進プラン」(平成23年12月策定)に、「性的少数者の人々への理解の促進」と明記していることから、本計画においても次のとおり改めます。</p> <p>性同一性障害 → 性同一性障害などのいわゆる「性的少数者」</p>	意見を踏まえ素案を修正する。
25	2-2-1「平和と人権意識の普及・啓発」(P68)	<p>現状と課題に“性同一性障害”とあるが、それだけでなく「LGBT」としていただきたい。課題としての認識がないと今後の取り組み内容にも反映されない。</p>	1件		
26	2-2-1「平和と人権意識の普及・啓発」(P68, 69)	<p>人権の箇所に「性同一性障害」ではなく「性的指向」や「性自認」を入れてほしい。</p> <p>性的指向も法務省の人権擁護の対象である。性同一性障害とすると、性別適合手術を受けていない人は含まれない。また、今国会で超党派議連で検討される法案は「性的指向」等による差別の解消が検討されると聞いており、近い将来に、用語の使い方等もが上述のようになると考えられるため、10年間の計画を策定するにあたっては、そのあたりのことも考慮すべきである。</p>	1件		

27	2-3「あらゆる分野における男女共同参画の推進」(P73)	男女共同参画社会の実現について、エポック 10 についての記載が全くない。例えば 73 頁の主な取り組み内容のところに、「エポック 10 の運営」といれる必要がある。	1 件	男女共同参画社会の実現に向けては、男女平等推進センター（エポック 10）でさまざまな男女共同参画事業や環境整備を行っています。73 頁の主な取組内容の記載を以下のとおり修正します。 「男女平等推進センター（エポック 10）を中心に、男女共同参画社会の実現を目指し、区民の意識改革を進めるとともに、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発を行います。」	意見を踏まえ素案を修正する。
28	2-3-2「ワーク・ライフ・バランスの推進」(P75)	男女共同参画の推進のところで、相談窓口等の拡充などが必要だと考える。また区役所で働く職員のワーク・ライフ・バランスについて記述がないが、目標等があるのでは。	1 件	男女共同参画に関する意見・相談については、男女平等推進センターが相談窓口となっています。相談体制の充実を進める中で、相談窓口の拡充についても検討していきます。 職員のワーク・ライフ・バランスについては、人事課による「特定事業主行動計画」の中で目標を設定し、進捗管理を行っています。	素案の変更は行わない。
29	2-3-3「配偶者等暴力防止対策の充実」(P76, 77)	DVの記述の箇所にも同性間DVを入れてほしい。理由は九州の地方裁判所では、既に同性間DVに対する保護命令が出されているため。	1 件	DVの被害者は女性に限らないことから、「施策の目標」欄の「特に、配偶者等からの女性に対する暴力」の記述部分から、「女性に対する」という文言を削除します。	意見を踏まえ素案を修正する。
30	2-3-3「配偶者等暴力防止対策の充実」(P77)	相談カード、ステッカーの配布施設の拡大に取り組む、とあるのだから、設置箇所の目標数値を示したらいかがか。	1 件	平成 26 年度の設置数は、相談カード 108 か所、ステッカー 8 か所となっています。区施設の他、区内医療機関や商業施設に引き続き設置の協力を依頼していきます。設置箇所数については、「としま男女共同参画推進プラン」で進捗管理をしています。	素案の変更は行わない。

31	3-1-2「総合的・包括的なケア基盤の充実」(P85)	<p>「区内における特別養護老人ホーム等の建設用地確保が困難であることから、区外における整備なども視野に入れ」とあるが、これでは、「区内には作らない」と読める。地域保健福祉計画では「小規模特養の誘致をはかる」となっているのに整合性がない。</p> <p>「特養ホーム整備等の新たな整備手法に関する調査研究会」が行ったアンケートでも、区内特養を望む声は強い、区内特養の増設を位置づけるべき。成果指標として、すでに具体化している介護老人保健施設が挙げられているが、84頁には特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備状況が書いてあることとの整合性がない。</p>	1件	<p>これまで区内での整備に取り組み、平成27年度に2か所の整備を図ることができました。しかし、現状において区内に特別養護老人ホーム整備に活用可能な3000㎡程度の用地を確保することが難しい中で、区外における整備を視野に入れていくことを表現しています。国等の動向も踏まえて、区民が入所先について不安を感じるような様々な手法を活用するものであり、地域密着型特別養護老人ホームなども含めて検討してまいります。成果指標として介護老人保健施設を掲げているのは、現状で特別養護老人ホームの整備に比べて進捗度合いが停滞している介護老人保健施設について整備される見通しを示すことが区民の皆さまの不安解消につながると判断したためです。84頁の表は、27年度末の見込みとすることや介護老人保健施設を加えることで整合を図ります。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。
32	3-1-2「総合的・包括的なケア基盤の充実」(P85)	<p>豊島区で長く住み続けてこられた方たちも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者・障害者などのグループホーム作りの応援ができるような仕組みをお願いしたい。</p>	1件	<p>高齢者のグループホームは、「豊島区介護保険事業計画」に基づき、日常生活圏域ごとに整備予定数を定めています。なお、整備に係る費用の一部を助成し、計画的な整備の促進に努めています。</p> <p>障害者のグループホームについても、「豊島区障害者・障害福祉計画」において重要な課題であるとしており、社会福祉法人等に対する整備に係る費用の一部の助成を行っている他、区有地を活用した重度心身障害者向けグループホームの整備について検討を始めています。</p>	素案の変更は行わない。

33	3-2-1「日常生活への支援」(P91)	<p>主な取組内容のあたみがきに“専門性の高いスタッフを中心に”とあるが、どこに配置しているのか？</p>	1件	<p>在宅生活で困難を抱えている高齢者や障害者の方々、また社会的に孤立したり経済的に困難を抱えている方々に対して、それぞれの専門的な見地から支援を行っていただけるスタッフを、次のように配置している状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困難を抱える人たちに対して生活支援や就労支援などを行う専門のスタッフを、福祉事務所（生活福祉課）および区役所の自立相談支援窓口（くらし・仕事相談支援センター）に配置。 ・障害者の相談支援として、民間の相談支援事業所や区立心身障害者福祉センターに相談支援専門員を配置。 ・地域の高齢者に対する支援として、区内8か所にある高齢者総合相談センターに専門の相談員を配置しているほか、単身高齢者の割合が高い現状を鑑み、各高齢者総合センターに専任の「見守り支援事業担当」を配置。 	<p>素案の変更は行わない。</p>
----	----------------------	---	----	--	--------------------

34	3-2-2「就労支援の強化」(P92)	生活保護受給者の年齢構成と就労率の関係を知りたい。	1件	<p>平成26年度の生活保護受給者全体の年齢構成は、</p> <table border="0"> <tr> <td>15歳未満</td> <td>204人(2.9%)</td> </tr> <tr> <td>15～19歳</td> <td>69人(1.0%)</td> </tr> <tr> <td>20～40歳</td> <td>550人(7.9%)</td> </tr> <tr> <td>41～59歳</td> <td>1,579人(22.6%)</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>890人(12.7%)</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>3,699人(52.9%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,991人(100.0%)※カッコ内は構成比</td> </tr> </table> <p>となります(平成26年7月1日現在)。</p> <p>また、就労者数についての統計はございませんが、区の就労支援専門員支援事業と就労意欲喚起事業における就労率は把握しており、支援者数は440人、就労者は271人、就労率は62%となっております。</p> <p>各年代の内訳は、</p> <table border="0"> <tr> <td>10代は2人(うち就労者2人)</td> <td>就労率100%</td> </tr> <tr> <td>20代は20人(うち就労者14人)</td> <td>就労率70%</td> </tr> <tr> <td>30代は49人(うち就労者24人)</td> <td>就労率49%</td> </tr> <tr> <td>40代は146人(うち就労者83人)</td> <td>就労率57%</td> </tr> <tr> <td>50代は127人(うち就労者80人)</td> <td>就労率63%</td> </tr> <tr> <td>60代以上は96人(うち就労者68人)</td> <td>就労率71%</td> </tr> </table> <p>となります。</p>	15歳未満	204人(2.9%)	15～19歳	69人(1.0%)	20～40歳	550人(7.9%)	41～59歳	1,579人(22.6%)	60～64歳	890人(12.7%)	65歳以上	3,699人(52.9%)	計	6,991人(100.0%)※カッコ内は構成比	10代は2人(うち就労者2人)	就労率100%	20代は20人(うち就労者14人)	就労率70%	30代は49人(うち就労者24人)	就労率49%	40代は146人(うち就労者83人)	就労率57%	50代は127人(うち就労者80人)	就労率63%	60代以上は96人(うち就労者68人)	就労率71%	素案の変更は行わない。
15歳未満	204人(2.9%)																														
15～19歳	69人(1.0%)																														
20～40歳	550人(7.9%)																														
41～59歳	1,579人(22.6%)																														
60～64歳	890人(12.7%)																														
65歳以上	3,699人(52.9%)																														
計	6,991人(100.0%)※カッコ内は構成比																														
10代は2人(うち就労者2人)	就労率100%																														
20代は20人(うち就労者14人)	就労率70%																														
30代は49人(うち就労者24人)	就労率49%																														
40代は146人(うち就労者83人)	就労率57%																														
50代は127人(うち就労者80人)	就労率63%																														
60代以上は96人(うち就労者68人)	就労率71%																														
35	3-2-2「就労支援の強化」(P92)	92頁の生活保護受給者のうち“働ける状況にあると思われる世帯”の根拠は？	1件	生活保護受給者のうち、高齢者世帯、傷病者・障害者世帯等を除く世帯のことをいいます。	素案の変更は行わない。																										

36	3-2-2「就労支援の強化」(P93)	就労希望者における就労率の成果目標はあるが、生活保護受給者のうち、就労希望者の割合がわからない。	1件	平成27年3月の生活保護受給者は、7,079人です。そのうち、18歳から64歳の稼働年齢層の生活保護受給者は、3,136人。稼働年齢層だが就労の難しい生活保護受給者は1,389人。よって働けると思われる生活保護受給者は、1,747人となります。 その中で、就労希望者数(就労支援専門員事業を利用した人数)は366人であるため、就労希望者の割合は21%(366÷1,747)となります。	素案の変更は行わない。
37	3-2-2「就労支援の強化」(P93)	「経済的に困難を抱える方に対する就労支援の推進」とあるが、内容を読むと「経済的に困難」ではなく「継続した就労が困難」な状況ではないか。	1件	ご指摘の点をふまえ、本文の「仕事が見つからない、長続きしないなど就労に課題を抱える方に対し」という表現を「安定した就労に至らず経済的に困難を抱える方に対し」という表現に改めます。	意見を踏まえ素案を修正する。
38	3-2-2「就労支援の強化」(P93)	生活困窮者の定義を知りたい。	1件	収入・資産の基準などの明確な基準は基本的に設けていませんが、経済的に困窮している方を中心に、社会的に孤立している方などを含め生活に困難を抱えている方を幅広く想定しています。なお、事業によっては、生活保護を受給されている方等を除く場合があります。	素案の変更は行わない。
39	3-2-3「社会参加の促進」(P95)	移動支援を利用させていただいていますが、小学校3年生までは学校授業日のみの利用となっている。学童・児童デイサービスへの移動も移動支援が利用できるよう検討してほしい。	1件	現在、豊島区では移動支援の学校休校日の学童クラブ・放課後等デイサービスの送迎につきましては、小学校4年生以上であっても利用できないこととなっておりますが、他にもこのようなご要望をいただいております。今後、検討いたします。	素案の変更は行わない。

40	3-2-3「社会参加の促進」(P95)	区内スポーツ施設などで子ども教室などが多数ありますが、障害を持った子どもたちが参加できる教室がありません。障害があっても参加できる、または障害の有無を問わない(スタッフ等が対応できる)スポーツ教室なども実施してほしい。	1件	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある方も気軽に体を動かす機会を作るために今年度、試験的に「みんなのヨガ教室」を開催いたしました。今後、ご意見やニーズを踏まえ内容や対象、開催方法等を検討、企画してまいります。また、「としまスポーツまつり」等のイベントへの障害のある方の参加や各体育施設指定管理者に対する障害の有無を問わないスポーツ教室の実施について働きかけていきます。	素案の変更は行わない。
41	3-2-4「介護予防の推進」(P97)	取組内容「高齢者の居場所づくり・出番づくり」に記載の「地域における集いの場」とは何か。また、成果指標に記載の地域における高齢者の「通いの場」とは何か？	1件	「集いの場」とは、地域の方が一定の目的(体操には限定しない)を持ち、寄り合う場です。 「通いの場」とは、後期高齢者や要支援者でも行えるレベルの簡単な運動に加えて、目的を持った活動を定期的に行う場を表しています。	素案の変更は行わない。
42	3-3-2「こころと体の健康づくりの推進」(P103)	としま鬼子母神プロジェクトや区役所内の子育てインフォメーションなど、子どものいる家庭や、これから妊娠・出産される方にもとても心強いと思う。今後もさらに充実した事業になるよう期待している。	1件	ご意見を踏まえ、事業を進めていきます。	素案の変更は行わない。

43	3-3-3「健康危機管理の強化」(P104)	<p>成果指標には講習会の件数を増やすことを目標にしているが、104頁のグラフの平成22から平成26年では、食中毒発生状況の推移があるが、平成22から平成26年までの過去に実施した講習会の開催件数は反比例しているのか。</p>	1件	<p>食中毒発生件数は、年により上下しますが、毎年一桁台で推移しています。一件の占める割合が大きいいため、講習会の開催件数と食中毒発生件数の傾向に有意の関係を見出せません。</p> <p>また、区内飲食店等の許可件数は約1万件あり、食中毒発生件数の母数としては非常に大きな数字であることも、傾向をつかみづらくしている原因でもあります。</p> <p>講習会を重ね、広く食品衛生意識の普及を推進することにより、食中毒発生の減少に効果があるものと考えております。そのため、食中毒発生状況の傾向に関わらず、講習会の開催件数を基本とした指標を設けました。</p>	素案の変更は行わない。
44	3-3-3「健康危機管理の強化」(P105)	<p>8つの劇場など今まで以上に多くの人が集まるようになると、緊急時など区内に大学病院のない豊島区では心配である。ぜひ大学病院などの誘致をお願いしたい。また誘致が難しい場合、大きなターミナル駅である池袋駅や周辺施設等で大きな事故・災害等が起こった場合、どのように対応できるのか教えてほしい。</p>	1件	<p>区民の安全安心のために、大学病院などの大きな病院を誘致することは、大変意義のあることですが、そのためには、区内に敷地を確保するという大きな課題がございます。</p> <p>当面は、近隣区の大学病院、豊島区医師会等と連携し、緊急時の安全確保を推進いたします。</p> <p>また、大災害が発生した場合は、区災害対策本部、医療対策本部を設置し、災害の拡大防止及び救護活動を迅速的確に実施できるよう努めるとともに、必要に応じて、災害救助法の適用を都知事に要請するなど、応急対策に万全を尽くしてまいります。</p>	素案の変更は行わない。

45	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	<p>スキップによっては狭かったり、子どもが急病時に休めるスペースもお粗末です。たとえば校舎内スキップでも保健室の使用ができないとのことなので対策をお願いします。</p> <p>各スキップにより部屋の大きさだけでなく、施設・整備状況の差があまりに大きい。</p> <p>どのスキップを利用しても子どもたちが安全に楽しく過ごせるよう見直しをお願いします。</p>	1件	<p>すべてのスキップにおいて、静養スペースほか、設備及び運営の基準を確保しています。今後も教育委員会や学校と連携しさらに充実を図っていきます。</p>	素案の変更は行わない。
46	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	<p>豊島区の財政が回復している今、豊島区最後の一館になった「池袋本町児童館」の見直しを行い子どもたちの居場所の一つ（校庭開放・公園・スキップ等など子どもたちが選択できるよう）として児童館を残してほしい。</p>	1件	<p>地域の子どもたちの生活の拠点として、児童館を廃止し、乳幼児は地域区民ひろばの「子育てひろば」、小学生は「子どもスキップ」、中高生は「ジャンプ」という方針のもと施設整備をしてきました。今後もこの方針に変更はありません。また、地域区民ひろばは、すべての世代の交流の場として子どもたちも利用することができます。</p>	素案の変更は行わない。
47	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	<p>豊島区最後の児童館が閉館になったり、公園での、野球、サッカー禁止、池袋本町小学校の小中連携校での学童の件は、待機が予想され、不安を持っている。</p> <p>働く親が安心して学童に預けられるように、定員を増やしてください。学童で体調が悪くなった場合に休憩できる場所なども考えて欲しい。</p>	1件	<p>池袋本町小中連携校の開校に伴う子どもスキップ池袋本町への移行に向けて、学童クラブの定員増を図ります。</p> <p>子どもスキップ池袋本町をはじめ、すべてのスキップにおいて、静養スペースほか、設備及び運営の基準を確保しています。今後も教育委員会や学校と連携しさらに充実を図っていきます。</p>	素案の変更は行わない。
48	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	<p>2016年4月から5か所の学童クラブでのみ開設時間が午後7時までとなっていますが、すべての学童クラブでの実施をお願いします。</p>	1件	<p>終了時間延長の実施学童クラブを広げることについては、平成28年度以降の実施状況等を勘案しながら検討していきたいと考えています。</p>	素案の変更は行わない。

49	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	池袋本町小中連携校ができることにより、子どもスキップ学童クラブも学校内にできますが今までよりも学童クラブの敷地面積が減るため、学童の定員数が減る見込みと聞く。 豊島区初の小中連携校であれば区民の期待も大きく、学校選択制もある中では就学を希望する家庭が増えることと思う。子どもたちの安心で楽しく過ごせる放課後や長期休み中の生活の場の為にも、学童クラブの定員数を増やしていただけるようお願いする。	1件	池袋本町小中連携校の開校に伴う子どもスキップ池袋本町への移行に向けて、学童クラブの定員増を図ります。	素案の変更は行わない。
50	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	学童クラブのおやつ提供時間が現在17時以降となっている。学童の子どもたちは給食を食べてから水以外、口にすることができない。スキップになって以降、学童クラブ利用児と一般利用児を区別なく、また下校時刻も遅くなっているためとの理由は伺っているが、おやつ時間が遅すぎる。また一般利用の子どもでも希望すればおやつを食べられるよう、または全員に提供するという検討もお願いする。	1件	近年、小学生の放課後の過ごし方がますます多様化し、授業時間も延びていることから、子どもスキップでは、子どもの自主的な遊びや活動(各種プログラム・放課後子ども教室など)を中断せず、17時までまとまった時間を確保して子どもたちが友だちとじっくりと遊ぶことや学ぶこと、体験することを優先しています。そのため、豊島区の全学童クラブでは、希望される方のみを対象としておおむね17時に間食を提供しています。 おやつ提供は利用者からの間食費で行っており、一般利用の児童への提供は困難です。	素案の変更は行わない。
51	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	主な取組内容「中高生の地域活動への支援」の中に、“災害時”も入れていただきたい。	1件	ジャンプでは、災害時に冷静に判断・行動できる人材の育成支援に役立てることを目的に、宿泊を伴う防災訓練を行っています。ご意見を踏まえ、「災害時」という表現を盛り込みます。	意見を踏まえ素案を修正する。

52	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	小中高生の居住意向で「住み続けたい」の割合が他区と比較して多くないのは中高生の居場所の少なさにも関連すると思う。中高生向け施設ジャンプは区内に2ヶ所しかありません。スキップは小学校内にあり、中高生の利用は禁止（校庭開放は一部可能ですが）されている。例えば不登校などで学校に通えない子どもたちが放課後校舎内のスキップなどには行けるのか。子どもたちが選択でき、自分自身でいられる「居場所」を増やしてほしい。	1件	中高生の居場所としては、中高生センタージャンプを東西2か所に設置し、中高生の自主的な活動を支援しています。 他区には中高生の拠点となる活動場所のない区や1か所だけの区もあるうえ、中高生は移動手段が多岐にわたることや移動距離が延びること、その他の活動場所が増えることから、増設の予定はありません。	素案の変更は行わない。
53	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	「プレーパーク」は1か所だけでなく、区内各地域でぜひ広めていただきたい。 まずは常設でなくても、イベント的に各公園で開催してほしい。そのためにも「プレーカー」(子どもの遊び環境が不十分なエリアに車で「遊びの出前」活動を行う事業)の導入をお願いしたい。	1件	池袋本町プレーパーク以外に、区内にはプレーパークを常設できる土地や公園がありません。そのため平成27年度から、西部地区等で「出張プレーパーク」を実施しています。なお、プレーカーを区で導入する予定はありません。	素案の変更は行わない。
54	4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」(P113)	1日限定の花咲公園プレーパークは子どもたちも地域の方も一緒に楽しめました。ぜひ定期的に開催していただきたい。またこのような取組を他の地域でも開催していただきたい。	1件	今後も、南長崎花咲公園をはじめ他の公園でも「出張プレーパーク」を開催する予定です。	素案の変更は行わない。
55	4-1-3「子どもの成長を地域で支えるための環境整備」(P116)	施策の目標に「子どもや家庭を地域全体で支えていくために、地域の団体やNPO法人などとの協働・育成、ネットワークづくりに取り組みます」とありとても心強い。区民として私もできることを手伝いたいと思う。	1件	この他、青少年育成委員会など地域で活動する団体に対し、補助金の交付や研修を開催するなど、今後も支援していきます。	素案の変更は行わない。

56	4-2-1「地域の子育て支援の充実」 (P121)	療育を担当する西部子ども家庭支援センターが不便な場所にあるのは、人材や情報の交流という点で大きなハンデだと思う。西部子ども家庭支援センターの療育機関としての機能を、一部でも池袋保健所や教育センターに移せると良いのと思う。	1件	西部子ども家庭支援センターでは、児童発達支援事業、指定障害児相談支援事業、また発達に関する相談事業を行っています。療育、発達相談を受ける機関として、他機関との連携は極めて重要であると認識しており、東部子ども家庭支援センターのほか、乳幼児健診や育児相談については池袋保健所、就学相談については教育センターと情報交換等を密に行い、連携強化を図っています。 療育機関としての機能を池袋保健所や教育センターに移すことについては、今後も引き続き関係機関と緊密な連携を行うことで対応していきたいと考えています。	素案の変更は行わない。
57	4-2-1「地域の子育て支援の充実」 (P121)	池袋保健所での乳幼児検診や育児相談の内容が、西部子ども家庭支援センターでの療育サービスが始まるときに引き継ぎできると良かったと思う。それと、療育の状況や本人の評価などの情報を、子ども家庭支援センターと教育センターの間で共有できると就学相談がスムーズに進められると思う。 ステージが変わるごとに支援が途切れるような印象が来ると、保護者も不安を覚えやすい。 共用のシートやファイルなど、具体的な形のあるものが作れるとよいと思う。	1件	西部子ども家庭支援センターは、療育、発達相談を受ける機関として、東部子ども家庭支援センターのほか、乳幼児健診や育児相談については池袋保健所、就学相談については教育センターと情報交換等を行い、連携強化を図っています。 幼稚園・保育園児向けの、お子さんの特性や親子のかかわり方を一緒に考えるグループによる相談事業（フォローグループ）では、就学後も引き継いだ機関が一貫した支援を行えるよう、当センター・保護者・母体園との三者連携を目的としたシートや発達サポートファイルを活用して支援の経過をまとめております。 今後も関係機関と連携し、切れ目のない子育て支援に取り組んでいきます。	素案の変更は行わない。

58	4-2-1「地域の子育て支援の充実」(P121)	<p>豊島区にもあったら良いなと思うのは、発達の専門家が幼稚園や保育所を巡回し「気になる子ども」へ早期に対応するサービスである。</p> <p>私の下の子は今年就学したが、保育所で発達心理士さんのチェックを定期的に受け、保護者とも丁寧に面談してもらえたし、保育士さんにも就学する小学校にも詳しい説明をしていただけたので安心である。</p> <p>これはおそらく、小1プロブレムにも有効である。</p>	1件	<p>東部子ども家庭支援センターでは、4名の心理職員と精神科医が各保育施設等を巡回し、子どもの発達等についての相談を行っています。</p> <p>認可保育所は全園、幼稚園、認証保育所、小規模保育施設や子どもスキップ学童クラブは各施設等からの依頼に応じて、子どもの観察と保護者への個別相談、また職員へのアドバイスを行っています。</p>	素案の変更は行わない。
59	4-2-1「地域の子育て支援の充実」(P121)	「子ども家庭支援センターの運営」のところで、“悩む親”とあるが“保護者”“養育者”などとした方がよいのではないか。	1件	子ども家庭支援センターは、子どもとその家族に関するあらゆる相談に対応しています。ご指摘いただきました意見はもったもであるとは認識しておりますが、子ども家庭支援センターでは「親子遊びひろば事業」を実施していることもあり、文言についてはより分かりやすい表現としています。	素案の変更は行わない。
60	4-2-2「保育施設・保育サービスの充実」(P123)	次の世代を担う子育て世帯が長く住み続けられるよう、就学まで継続して預けられる保育園が必要である。また現在は「どの保育園に入りたいか」ではなく「どこの保育園なら入れるか」という状態である。家庭の事情や教育方針などで保育園を選べるようにしてほしい。	1件	現在、平成29年度までに待機児童を解消することを目指し、保育施設の入所枠の拡大を図っているところです。なお、保育施設の入所申請では、入所希望先を必ず提出していただいているため、希望していない保育施設に入所が決定することはありません。ただし、入所希望数が定員を超過した施設については入所調整を実施しており、今後も同様に対応していきます。	素案の変更は行わない。
61	4-2-2「保育施設・保育サービスの充実」(P123)	新規開設の認可保育園や小規模保育施設が増えているが、保育施設の保育水準の維持や更に良い保育環境になるようお願いしたい。	1件	新規の保育施設だけでなく、よりよい保育の提供を目指して、本区独自の補助制度などにより私立の保育施設の運営を支援しているところであり、今後も継続的に支援していきます。	素案の変更は行わない。

62	4-2-2「保育施設・保育サービスの充実」(P123)	3歳からの保育の預け先がとても少ない。豊島区では小中連携校が間もなくできるが、3歳からの保育と学童クラブの一貫した保育施設の開設などもご検討いただきたい。(小学校就学に向けた準備もできるのではないか)	1件	平成27年度から計画期間が始まっている「豊島区子ども子育て支援事業計画」では、3歳児の保育需要に対しては概ね充足しています。また、学童クラブ(子どもスキップ)内に保育施設を設けることは、現行の制度上できません。	素案の変更は行わない。
63	4-3「学校における教育」(P125)	学校教育のところ「国の形づくり」には大きな違和感がある。せめて「社会づくり」くらいではいかがか。「確かな学力」のところ、学級崩壊などが起こっている現状を踏まえて、学習する権利をどうしたら守れるのか、施策が必要だと考える。	1件	「夢づくり、人づくり、国の形づくり」という文言は、「豊島区教育ビジョン2015」から引用したものであり、諸計画の整合を図るため、「国づくり」の文言はそのまま使用したいと存じます。 全小・中学校で実施する心理検査「ハイパーQU」や教育支援員の配置、教員研修の徹底など学級崩壊等を起こさせない仕組みづくりに取り組んでおります。一定の成果が上がっており、今後も取組の充実を図ってまいります。	素案の変更は行わない。
64	4-3-1「確かな学力の育成」(P127)	「グローバル化に対応した英語教育」のところ「中学校ではオールイングリッシュ」とあるが、実現可能性があるかと心配になる。	1件	文部科学省でも同様の方針を打ち出しており、すでに区立中学校ではオールイングリッシュによる授業実施に向けて、取り組みを進めております。今後も教員研修等を充実させるなど、グローバル化に対応した英語教育を推進してまいります。	素案の変更は行わない。
65	4-3-3「健やかな心と体の育成」(P131)	震災から原発事故が起こり、放射能被害が終らない現在、子供たちの給食や林間学校の保養所など、危機感が薄れ行くこれからのに向けても、今までと同じように計測し、蓼科林間学校を続けていただきたい。	1件	今後も蓼科林間学校は継続の予定です。	素案の変更は行わない。

66	4-3-4「教師力の向上と教育環境の整備」(P133)	小中学校の先生方は授業の他、教材費や行事写真の集約・集金、部活指導などとても多忙と感じている。もっと授業や子どもたちに取り組めるよう、事務処理専用の方など方法はないか。	1件	昨年度より、区内全小・中学校に校務支援ソフトを導入し、教員の事務負担の軽減を図っているところです。今後も先生方の負担を軽減し、児童・生徒と関わる時間の確保に努めてまいります。	素案の変更は行わない。
67	4-3-4「教師力の向上と教育環境の整備」(P133)	小中学校の先生方は、毎日残業で、雑務に追われている。何か雑務や事務処理のみを行う人を雇ったりして、負担を減らしてあげて欲しい。	1件		
68	4-3-4「教師力の向上と教育環境の整備」(P133)	区内には特別支援学校が1校もなく、住んでいる地域によって北区や板橋区など決められた学校にのみスクールバスが利用できるようになっているが、支援学校も選択できるようにして頂きたい。	1件	特別支援学校につきましては、東京都の所管となっています。ご意見については、都の特別支援学校を担当している課に伝えさせていただきます。	素案の変更は行わない。
69	4-3-4「教師力の向上と教育環境の整備」(P133)	通級等を利用する際には、保護者が付き添えない場合も児童・生徒が利用できるよう、学校間の移動付添サービスができるよう検討してほしい。また、できればどの小・中学校でも専門的な授業が受けれるようにしてほしい。	1件	平成28年度より、豊島区立小学校ではすべての学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各小学校を巡回して指導いたします。通級指導学級で行ってきた特別な指導を在籍校で受けられるようになります。	素案の変更は行わない。

70	4-4-1「家庭教育の支援」(P137)	小中学校にも外国語を母国とする児童・生徒の数が増えているように感じる。子どもたちの勉強や学校生活のサポートも必要であるが、保護者との意思疎通がさらに難しい場合があり、PTA活動や連絡網等支障がでる。三者面談だけでなく外国語を母国とする家庭が地域に受け入れるよう地域・学校・PTAと連携できるような対策をお願いします。	1件	教育委員会では、日本語学級における通級指導や日本語指導教室、日本語指導教員の加配や通訳派遣などにより児童・生徒の学校生活をサポートしております。ご指摘の地域に受け入れる対策につきましては関係機関や他の部署とも連携を図り、できる限りの対策を検討してまいります。	素案の変更は行わない。
71	4-4-1「家庭教育の支援」(P137)	子どもの6人に1人が貧困と言われている。また「モットイナイ」の実践のためにも小・中学校で使用する教材（鍵盤ハーモニカ・リコーダーe t c,）や制服・体育着・上履き・柔道着など学校ごとにメンテナンスを行い、リサイクルまたは貸出できる仕組みがあると助かる。制服・体育着等中学校ではリサイクルされている学校もあるが、単価の高い楽器なども含めて各学校でPTAなどと協力してできないものか。	1件	区立小・中学校では、PTAが主体となって使わなくなった鍵盤ハーモニカやリコーダー、サイズが合わなくなってしまった制服や体操着などを集めて、必要な方にリサイクルしていただく仕組みをつくっているところもあります。このような取組が多くの学校で広まるよう、PTAをとおして働きかけていきたいと考えております。	素案の変更は行わない。
72	4-4-2「地域人材の活用」(P139)	小・中学校の公開授業で行われている地域の方を招いて講師になっていただいたり、地域のお祭り体験などととても素敵な取組である。今後地域の産業や歴史などについても単発でなく数回のワークショップや授業を受けて（各教科への興味にもつながるような）子どもたちが発表できるような取組もお願いしたい。	1件	豊島区教育ビジョン2015では「豊島ふるさと学習の充実」を実施施策に掲げております。地域の皆様をゲストティーチャーとしてお招きしたり、豊島区の歴史・文化に関するプログラムを充実させたりするなど、「ふるさと豊島」を愛する児童・生徒の育成を推進してまいります。	素案の変更は行わない。

73	4-4-3「学校施設の整備」(P141)	西部地域に小中一貫校の開校をお願いしたい。	1件	<p>豊島区教育委員会では、「幼小中一貫教育連携プログラム」をすべての区立幼稚園、小中学校で実施しており、平成28年8月開校予定の池袋本町地区校舎併設型小中連携校も、他の区立小中学校と同様のプログラムを基本として教育活動を展開いたします。また、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類である「義務教育学校」が制度化され、「施設一体型」「施設分離型」の義務教育学校が国の指針として示されたことから、本区におきましては、「幼小中一貫教育連携プログラム」を発展・進化させた「施設分離型」義務教育学校の全校導入を検討しております。</p> <p>平成28年8月開校予定の池袋本町地区校舎併設型小中連携校も、こうした主旨に基づき建設されています。</p> <p>同様の施設を西部地域に整備するためには、校舎を合築する連携校を建設することが可能な敷地が必要です。現状では、西部地域を含め、区内で池袋本町地区校舎併設型小中連携校のように整備することは、敷地確保の点から難しい状況です。</p>	素案の変更は行わない。
74	4-5-1「新しい時代を拓く教育の推進」(P144)	E S Dを「持続発展教育」としているが「持続可能な開発のための教育」である。	1件	ご意見を踏まえ、修正いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。
75	4-5-1「新しい時代を拓く教育の推進」(P144)	How toの内容が多く、新しい時代を拓く教育の「ビジョン」がよくわからない。	1件	子どもたちが成人して社会で活躍するころには、社会構造や雇用環境は大きく変化し、厳しい挑戦の時代を迎えます。こうした新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、豊島区の教育資源を最大限に活用し、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を推進してまいります。	素案の変更は行わない。

76	4-5-1「新しい時代を拓く教育の推進」(P145)	インターナショナルセーフスクールは、朋友小の再認証と富士見台小の認証は「目指す」でなくすでに認証済である。	1件	ご意見を踏まえ、修正いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。
77	4-5-2「幼児教育プログラムの展開」(P147)	「一人一人の発達段階に対応できる、きめ細やかな支援を行っていきます」とあるが資源が足りないのでは。できることが望ましいと思うが。	1件	幼児期においては、人格形成の基礎を培う教育が何よりも重要ですので、幼児の教育に携る幼稚園、保育所のみならず、小・中学校も共通認識をもって対応することが重要です。区の多様な教育資源を有効活用し、幼児期からの発達段階を視野に学びと育ちの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。	素案の変更は行わない。
78	4-5-2「幼児教育プログラムの展開」(P147)	2歳児までの小規模保育施設が増えているが、3歳以降の保育の預け先がとても少ない。区立幼稚園を2年保育から3歳から預けられる3年保育にしてほしい。	1件	区立幼稚園において3年保育を実施するには、施設改修や幼稚園教諭の確保等の措置が必要になります。また、幼児教育の視点からもご指摘の保育年数等を含めた区立幼稚園のあり方について、検討会を設置し、検討してまいります。	素案の変更は行わない。
79	5-1-1「みどりの拠点拡大」(P153)	公園でボール遊び、花火などができるように整備してほしい。	1件	今後の公園の改修及び再整備については、各公園の価値を引き出すため、地域の実情を踏まえながら、誰もが快適に集い、憩えるようなみどり豊かな公園等の拡大を目指していきます。 公園内でのボール遊びは他の利用者に危険であったり、近隣家屋の破損等の苦情があるため原則禁止しています。ただし、ボール遊びのご要望は多く、今後広い敷地の公園の改修等がある場合、キャッチボール場などボール遊びができる場所の整備を検討していきます。 花火は、火気の始末が悪い、打ち上げ花火が飛んでいくなど近隣の理解が得られないことから禁止しています。	素案の変更は行わない。

80	5-1-1「みどりの拠点拡大」(P153)	<p>利用者が愛着の持てる公園づくりができるよう、南長崎はらっぱ公園のように公園を「育てる会」などができるとよいと思う。</p>	1件	<p>南長崎はらっぱ公園を育てる会は、熱心に活動していただいております。他の公園でも地域の方の要望があれば、「育てる会」等の設立にご協力いたします。</p>	素案の変更は行わない。
81	5-2-1「低炭素地域社会づくりの推進」(P159)	<p>豊島区では、商業地域・高密度エリア等での低炭素社会づくりの推進は非常に重要だと考えられる。</p> <p>豊島区では、密集地域における人工排熱によるヒートアイランド現象等、環境保全としての課題は深刻化していると思う。</p> <p>既に池袋駅周辺の東・西側に地域冷暖房プラントや清掃工場が存在している。エネルギー利用の効率化と防災対応力を備えた環境政策の推進と災害時においても安全で安定したエネルギーを供給できる都市の構築が求められていると思う。</p> <p>今後、計画が進められている開発事業等での再生可能エネルギー導入推進と合わせ、既存の地域冷暖房との連携による排熱利用等、エネルギーの面的利用による環境対策を推進して頂き、ヒートアイランド現象の削減につながる取組を検討していただきたいと思います。</p>	1件	<p>都市づくりの機会を捉えて、不燃化・耐震化に併せた建築物の低炭素化、未利用エネルギー等の活用促進、エネルギーの面的利用、都市緑化やヒートアイランド対策など、高密都市ならではの低炭素地域社会づくりを進めています。</p> <p>今後は、ご指摘にあるような豊島区の地域特性を踏まえながら、豊島清掃工場の排熱などの未利用エネルギーの活用、既存の地域冷暖房供給エリアの拡大の可能性についても検討いたします。</p> <p>現在、池袋駅地区の具体的なまちづくり事業を展開するための指針となる「ガイドライン」の検討を進めています。その中でも、環境負荷軽減を目標に掲げ、環境対策に資する機能の導入を誘導していきます。</p>	素案の変更は行わない。

82	5-2-1「低炭素地域社会づくりの推進」(P159)	区内に新築する建物はZEB化(ゼロ・エネルギー・ビル化)すべき。旧庁舎地周辺まちづくりでは新たなホールなどつくるらしいが、この計画どおりいかは別としても、ゼロ・エネルギー・ビル化せめて少なくとも従来のビルと比べて50%の省エネ化すべき。また、学校など(新)公共施設には積極的に国産材を活用すべきである。	1件	「区内に新築する建物はZEB化(ゼロ・エネルギー・ビル化)すべき」とのご意見につきましては、国や都の取組の動向を注視しながら、建築物の低炭素化を誘導する施策を検討していきます。 旧庁舎跡地に整備する施設及び新区民センターについては、熱負荷の低減や地域冷暖房の導入など、環境に配慮した建築物の更新を進めていく方針です。 また、公共施設への積極的な国産材の活用については、環境面からも重要なことと考えていますので、使用できるところについては、積極的に使用していきます。	素案の変更は行わない。
83	5-2-4「都市公害の防止」(P165)	放射線量の測定についても言及していただきたい。	1件	平成23年3月に起こった原発事故を受け、現在3か所の定点観測施設にて空間放射線量を実施し、その結果を区ホームページ等に公表しています。今後とも必要な測定を環境調査として着実に実施していきます。また、具体的な事業量は、実施計画である未来戦略推進プランに掲載していきます。	素案の変更は行わない。
84	5-3-1「3Rの推進」(P169)	現状と課題の3つめの「ごみを減らす努力やリサイクル活動に対する意識も、近年では低くなる傾向がみられます」とあるが、その根拠は?ごみの総量は減っている。	1件	「協働のまちづくりに関する区民意識調査」の「ごみを減らす努力やリサイクル活動が活発に行われているか」の設問に対する平成22年度と平成25年度の回答を比較すると、「どちらかといえばそう思う」は減少し、「どちらかというと思わない」が増加しています。このことから、意識の低下の傾向が見られると考えています。	素案の変更は行わない。
85	5-3-1「3Rの推進」(P169)	区内の企業や区の施設、大学などで回遊美術館のように回遊エコ見学を注目を集めた工場見学のようなイメージでできないのか。	1件	ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。	素案の変更は行わない。

86	6-1-2「池袋副都心の再生」 (P178, 179)	<p>豊島区では、今年度新たに「都市再生緊急整備地域」に指定された池袋駅周辺において、施策目標に示されている通り「都市再生事業と連動したエリア防災対策を進め、災害時の対応力を強化していきます。」と記載され、都市の機能更新に合わせて災害対策の取り組み強化とともに、「災害時の事業継続性」も求められている。</p> <p>前回の基本計画策定以後、区のまちづくり分野における主要な進捗として「造幣局地区街づくり計画」の策定があげられるが、この中では「広域的な防災機能の強化」が主要課題とされ、まちづくりルール〈環境都市づくりの方針〉にも記載されている、「《既存エネルギー施設と連携した低炭素エネルギーシステムの導入》◇非常災害時と平常時の両面の活用を踏まえた、地域冷暖房施設等と連携したコージェネシステムの導入を検討する。」と記載があることから、自立分散型電源を備えたエネルギーネットワークの構築が不可欠と考える。</p> <p>今回の新たな基本計画の中でも同様の方向性、取組内容を打ち出すことが望ましいと考える。</p>	1件	<p>「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、池袋副都心の顔となる池袋駅地区の将来像を描き、具体的なまちづくり事業を展開するための指針となる「ガイドライン」の検討を進めています。この「ガイドライン」では、「防災性の強化」とともに「環境負荷の軽減」を目標に掲げ、安全・安心で環境にやさしいまちづくりの実現を目指します。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、「施策 6-1-2 池袋副都心の再生」の施策の目標の3項目目を以下のとおり修正いたしました。</p> <p>「都市再生事業と連動したエリア防災対策と地域エネルギーの高効率化を進め、災害時の対応力と都市の環境性能を強化していきます。」</p> <p>また、主な取組内容に「環境性能の向上」を追加いたします。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。
87	6-1-2「池袋副都心の再生」(P179)	<p>「池袋西口駅前街区まちづくりの推進」で、「権利者の皆さま」との表現は不適當である。</p>	1件	<p>ご意見を踏まえ、「地域の権利者と共に」に修正いたします。</p>	意見を踏まえ素案を修正する。

88	6-2-1「安全・安心に住み続けられる住まいづくり」(P187)	<p>更地の段階から住みたい人を募って意見を反映させるコーポラティブハウス作りなど、住民が主体的に関わり、長く住み続けられる住宅作りの応援ができるような仕組みをお願いします。</p>	1件	<p>豊島区住宅マスタープランでは、様々なライフステージ、ライフスタイルに応じた住宅の確保を住宅施策の視点のひとつに挙げています。多様な住まい方に対するニーズを大切にしたい住まいづくりを今後とも支援していきます。</p>	素案の変更は行わない。
89	6-3-1「総合交通戦略の推進」(P193)	<p>「地域公共バス運行の支援」の項目があり、「地域公共交通会議を運営しコミュニティバスの導入等、区民の地域内区民の地域内移動ニーズについて調査や検証を行う」とともに、「池袋副都心の東西への回遊性の向上という区のコミュニティバス構想を補完する路線1系統に対する支援を行う」としている。</p> <p>昨年、上池袋地域からコミュニティバスの運行実現の陳情が上がったが議会の都市整備委員会で「継続審議」となった。ところが、ホームページで確認したところ平成26・27年度に「地域公共交通会議」は一度も開催されていない。</p> <p>他方、コミュニティバス構想を補完する路線1系統に対する支援は平成25年に成果等について一定の評価が出ているが、区民からの要求は無視されている。区民意見を積極的に取り上げてコミュニティバスの運行を決断してほしい。</p> <p>この項目の内容を、「早急に調査・検証を行いその実現を目指します」に変更してほしい。</p>	1件	<p>「地域公共交通会議」は、平成26・27年度にホームページで開催を案内したうえで、公開で開催しています。その中で、「池07系統」支援継続の検証及びコミュニティバスの導入等につきまして議論を深めております。コミュニティバスなど路線を定めたバスの運行ルートを確保することは、狭隘な道路環境や定期路線バスとの重複が発生することから、現時点では、非常に困難な状況であり、都市計画道路等新たな道路の整備に併せて検討してまいります。今後は、福祉車両、デマンド型タクシーを含め、区全体の交通手段のあり方を総合的に調査・検討し、区内全体の交通政策として整理いたします。なお、開催後の会議録につきましては、順次公開してまいります。</p>	素案の変更は行わない。
90	6-3-1「総合交通戦略の推進」(P193)	<p>新庁舎が完成してから何度も「東池袋駅」を利用しているが、ホーム・階段が狭く、改札も使用しにくく、時に危険を感じる。改善をお願いします。</p>	1件	<p>ご意見を踏まえ、関係機関に意見を送付いたします。</p>	素案の変更は行わない。

91	6-3-3「自転車利用環境の充実」(P197)	いつも駐輪場を利用しているが電動自転車(30キログラム前後の重さです)のためスロープの坂の角度が大きく、駐輪がとても大変である。電動自転車利用の方は子育て世帯以外にも今後利用が増えると思う。どこの駐輪場でも「落合南長崎」のスロープ角度程度にして頂きたいと思う。	1件	自転車用スロープについては、駐輪場の敷地に余裕のある場合や高低差の浅い駐輪場でないと緩やかな勾配を確保することが難しいのが実情です。最近では電動自転車が増えてきているため、上り側のスロープには、電動コンベアを設置するなどの工夫により、負担を軽減する方法などを考えていきたいと考えます。	素案の変更は行わない。
92	6-4-1「災害に強い都市空間の形成」(P201)	201頁の「主な取り組み内容」の冒頭“震災を予防し”とあるが、震災は予防できるものなのか。	1件	ご意見を踏まえ「被害を予防し」に修正いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。
93	6-5-1「治安対策の推進」(P213)	区内には外国人が多く最近ではインバウンドの推進で外国人がますます多くなっている。区民一人ひとりが防犯意識をもち、身を守らないといけない。よく行政や警察の人も不審者をみたら警察に連絡というが、そんなに簡単ではない。	1件	安全安心な街づくりを推進するため、警察を始めとして町会、商店街や業界団体等と連携し各種防犯対策を推進いたします。犯罪を防止するためには、区民の皆様のご協力が不可欠となりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	素案の変更は行わない。
94	6-5-2「交通安全対策の推進」(P214)	現状と課題の最初の項目の最後に“死傷者数は減少していますが、依然として多くなっています”という文章は、意味がよくわからない。“減少してはいるものの、まだ減らせる余地があります”という意味ではないか。しかし、平成25年と比べると26年は増えていますので、この表現は再考すべきである。また、自転車が加害者となる事故が増えている現状を踏まえて、そのことにも言及すべきと考える。	1件	平成25年と26年の比較で増加しているというご意見ですが、重症者数の数字については増えておりますが、折れ線グラフをご覧いただければ、発生件数及び死傷者数(死者数+重症者数+軽症者数)の減少については、お判りいただけると思います。しかし、「依然として多くなっています」という文章は「依然として多い状況です」に改めます。 また、自転車が加害者となる事故の増加については、自転車の事故件数についても確実に減少しておりますが、事故全体の中の自転車事故割合についての減少を目標の中で示しております、現状と課題の中では全体的な件数や死傷者数についての表現とさせていただきます。	意見を踏まえ素案を修正する。

95	7-1-1「新たなビジネス展開の支援」(P221)	外国人に頼らない区の経済を考え、給料を上げて日本人に質の良い消費をしてもらうことが大切である。	1件	ご意見として承ります。	素案の変更は行わない。
96	8-1-1「多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備」(P239)	主な取組内容の「文化創造環境の充実」について、文化創造環境に関しては、「にしすがも創造舎」が開設された当時と比較して、みらい館大明や雑司が谷地域文化創造館練習室など、演劇等の練習場として活用する場や仕組みが整備されている。区内にはその他にも若手アーティストの創造を促進する場がある。本項目については、「にしすがも創造舎」に特化した記述に留めるのではなく、そうした多様な創造の場をネットワークで結び、情報を検索しやすくする、共有化する等のシステムづくりが求められているという視点からの幅広い記述が望ましいと考える。	1件	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。 「廃校施設の暫定活用として始まった「にしすがも創造舎」については、拠点の一時移転に伴う事業規模の縮小など課題はあるものの、あうるすぽっと（舞台芸術交流センター）、アートステーションZ（豊島区の施設を舞台に、少し工夫をすることで、さまざまな方たちが、表現の場として活用できるよう取り組んでいるプロジェクト）、みらい館大明、地域文化創造館などをはじめ、文化創造環境の整備を進め、引き続き質の高い文化芸術にふれる機会の提供に取り組みます。」	意見を踏まえ素案を修正する。

97	8-1-1「多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備」(P239)	<p>主な取組内容「文化芸術に接する機会の拡充」、「演劇のまち池袋のイメージ拡大」、「国際アート・カルチャー都市の拠点としてのホールの整備と文化の発信」について、上記項目の記述のなかに「あうるすぽっと」(舞台芸術交流センター) に関しては何も触れていないが、「あうるすぽっと」は現時点で唯一の区立演劇専用ホールであり、今年度も大塚ろう学校と連携して制作したコンテンポラリー・ダンスの舞台がニューヨークで上演され、ジャパン・タイムズで紹介されたほか、ドイツのダンスカンパニーとの共同制作の舞台を日独で上演するなど、文化芸術と福祉の融合や国際発信の視点に立った取り組みを行っている。今後、国際アート・カルチャー都市構想の中で「あうるすぽっと」をどう位置づけ、活かしていくのか、新ホールとどのように連携させていくのか、といった視点からの記述が不可欠であると考え。</p>	1件	<p>「あうるすぽっと」には、としま未来文化財団が専門的な知識を有する職員を配置し、公立学校アウトリーチ、にゅ〜盆踊り等、施設の設置目的に合致した地域との相互連携を図る講座やワークショップを実施することで、区内劇団・劇場や地域住民との信頼関係を醸成するとともに舞台芸術の担い手育成と区民の舞台芸術への関心を喚起しているところです。</p> <p>基本計画期間中には、新ホールの整備という大きな目標があるため、新ホールを中心とした記述を行っていますが、ご指摘の趣旨を踏まえ以下のように修正いたします。</p> <p>「新たに庁舎跡地に整備される予定の(仮称)豊島区新ホール、区民センターを中心に、あうるすぽっとなど既存の施設と一体的、重層的に運営・活用しながら、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進め、多様な文化芸術活動を展開し、国際アート・カルチャー都市としての発信力を高めていきます。」</p>	意見を踏まえ素案を修正する。
98	8-1-1「多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備」(P239)	<p>上記と同様の観点から、239頁の指標名②については、「にしすがも創造舎」におけるワークショップ参加者数のみを指標とするのではなく、もっと幅広く収集したデータを指標とする必要があるように感じる(とりわけ「にしすがも創造舎」が一時移転により事業縮小を余儀なくされる中では、区全体を視野に入れた指標設定が必要と考える)。</p>	1件	<p>ご指摘のように新基本計画期間中に、新ホール整備、区民センターの改修、アート・カルチャー都市の推進など、文化創造環境が大きく変化します。そうした状況を踏まえた上で、区全体を視野に入れた指標にどのようなデータが適切かについては改めて検討したいと考えます。</p> <p>「にしすがも創造舎」は文化に触れる機会の増加と文化の担い手を育成する両面を備えた区を代表する文化発信拠点であり、現段階においては原案のとおり同施設における創造活動件数を指標とし、補足的に同施設におけるワークショップ参加者数を設定したいと考えます。</p>	素案の変更は行わない。

99	8-1-3「交流の推進によるにぎわいと発展の共有」(P243)	外国からの観光やまた豊島区に定住される外国籍の方の為に駅や公共施設・道路等の案内表示を日本語の他、英語・中国語・韓国語・スペイン語などの案内を設置してほしい。特に池袋駅はとても複雑で分かりにくい。	1件	<p>区内に設置している歩行者用観光案内標識については、東京都内のサイン統一化を図るため、東京都が作成したガイドラインに沿って整備を進めています。地図面は見やすさを考慮して、言語は日本語と英語の2か国語を原則とし、ピクトグラム（施設等と表す記号）を活用しております。また、ピクトグラムを説明する凡例については日本語、英語のほかに、中国語と韓国語も表記しています。</p> <p>池袋駅構内の通路につきましても、鉄道各社へガイドラインに沿った案内サインの統一に取り組んでいただくよう働きかけ、官民が協力しながらわかりやすい案内サインの整備に取り組んでまいります。</p>	素案の変更は行わない。
100	8-1-4「アート・カルチャーによる魅力の発信」(P245)	池袋にニコニコ動画で有名なドワンゴの本社が移転してきた。区の環境展などでは、それにかかわる一部の区民や団体や企業だけでやり、広がり十分とは思えない。これをハロウィンコスプレフェスティバルのように若者にももっと参加したくなるイベント性のあるものにしてはどうか（職員が仮称して3Rマンになりゴミ問題をうったえるなどして）。ドワンゴはニコニコ町内会のように政治を若者に身近にしているから知恵をかりてはどうか。	1件	ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。	素案の変更は行わない。
101	その他全般的事項	「核家族化の進行」との表現がありますが、「核家族」はもはや死語。核家族どころかひとり親世帯も珍しくなくなっている現状を認識する必要があると考える。	1件	ご指摘のとおり、ひとり親世帯の増加も重要な課題であると認識しておりますが、夫婦のみの世帯や、夫婦とその未婚の子女、あるいは父親または母親とその未婚の子女の家庭など、あらゆる核家族の形態をとる家族が増加している傾向に変わりはないことから、「核家族化」という表現をさせていただきました。	素案の変更は行わない。

102	その他全般的事項	ワーク・ライフ・バランスのところや子育て支援、その他の何か所も「女性の社会進出等により」「共働き世帯が増える」や“保育所が必要”と記述しているが、昨今は、母ひとりの家庭であったり、夫がいても契約社員や非正規社員などで雇用や収入が安定しないことで妻が働かざるを得ない家庭がたくさんあることをどのように認識しているのか。	1件	「女性の社会進出等」の表現には、自らの希望で働く方ばかりでなく、様々な事情で働かざるを得ない方も含んでいます。ひとり親家庭や非正規雇用の増加は大きな課題と認識しています。その上で、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援等は、働く全ての方にとって必要だと考えています。また、「女性の社会進出」だけの表現となっている箇所は「等」を加えます。	意見を踏まえ素案を修正する。
103	その他全般的事項	区内大学との連携で、教育に関しては「7大学」と表記しているが、その他のところでは「6大学」としている。	1件	平成27年11月に「豊島区と区内7大学との地域連携に関する包括協定」が取り交わされましたので、計画中の「6大学」をすべて「7大学」に統一いたします。	意見を踏まえ素案を修正する。

その他（全体を通じての意見）

番号	項目(素案の頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方(案)	結論(案)
104	その他	この計画素案は、区民参加の委員会のようなところで立案したのか？それとも、いわゆる役人の作文なのか？区民参加の委員会で作成したのならば、重ねてパブリックコメントに供す必要はないかもしれない。 いわゆる役人の作文ならば、区民の意見を聞く必要があるかもしれない。	1件	基本計画の策定にあたっては、学識経験者や区民などで構成する豊島区基本構想審議会で審議を行っています。また、基本計画策定のための区民意識調査や区民ワークショップ、各種団体等へのヒアリング調査を実施するなど、様々な意見を踏まえたうえで、策定しております。 より多くの区民の意見を考慮した上で、策定してまいりたいと考え、パブリックコメントの実施、区民説明会を開催させていただきました。	素案の変更は行わない。

105	その他	<p>末尾に「豊島区基本構想審議会委員名簿」が載っているが、学識経験者、区職員、区議会委員は問題ないが、区内に住所又は勤務先を有する者のうち、公募区民は1名だけになっている。豊島区未来戦略推進プランの第4章では地域別事業計画が出ている。整合性を持たせるためにも、多くの区民の意見をくみ上げる意味からも、地域ごとに委員を選ぶべきだと考える。35頁でも「参画・協働によるまちづくり」を標榜しているのだから。</p>	1件	<p>ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。</p>	<p>素案の変更は行わない。</p>
106	その他	<p>説明会でも発言したが、これだけのボリュームの（素案）を当日渡されて貴職の説明に対してその場で意見を述べるのは大変なことである。予め要望があった場合には要望者に対して資料を送付していただけるとよろしいかと考えるがどうか？</p> <p>また、3回の説明会で区民の参加者数と発言者数を教えてほしい。</p>	1件	<p>資料については、各施設で閲覧に供し、ホームページにて公開させていただきました。ご意見のとおり、説明会の場だけで意見をお聞きするのは時間的にも余裕がないことから、「ご意見シート」を配付するなどして、後ほどご意見を伺えるような案内をさせていただきました。</p> <p>3回の区民説明会参加者は合計で43名、発言者数は9名でした。</p>	<p>素案の変更は行わない。</p>
107	その他	<p>基本計画の進捗状況について、①2011－2015の豊島区基本計画で掲げた目標と指標がどの程度実現されたのか、②実現しなかった場合にはその原因は何だったのか、③今回新たに目標と指標が出された場合はその根拠を明確にしてください。これらは一覧表にいただくと分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	1件	<p>基本計画における成果指標については、概ね8割が達成されている状況です。実現できなかった原因は様々ですが、計画期間内における社会経済状況の変化などが考えられます。達成状況については、基本構想審議会、政策評価委員会において資料を公開しており、としま政策データブックにおいても、成果指標の実績を掲載しています。（区ホームページにて公開）。</p> <p>また、新たな指標の設定については、基本構想審議会（平成27年度・第12回）において、設定理由を記載した一覧の資料を公開しています。</p>	<p>素案の変更は行わない。</p>